

令和3年度当初予算編成方針

令和2年10月26日
庁 議 決 定

1 財政見通し

令和3年度の財政状況は、歳入においては、人口減少やコロナ禍の影響等による市税の伸び悩み、普通交付税が一本算定となったこと等により一般財源が減少する見通しです。歳出においては、会計年度任用職員制度の導入等による人件費の上げ止まり、社会福祉費や児童福祉費など制度拡充等による増加に加え、公債費はこれまでの公共施設等の整備で活用した地方債の償還がピークを迎えており、さらには喫緊のコロナ対策事業に伴う追加の財政需要が影響し、歳入歳出の収支においては財源不足がさらに顕在化する見通しとなっています。

2 基本方針

新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、世界中で広範かつ長期にわたるものとされ、本市の経済活動や住民生活にも深刻な影響を及ぼしています。これに伴う市財政への影響については、市税収入や交付税をはじめとする歳入の減少とともに、喫緊のコロナ対策事業に伴う追加の財政需要が見込まれることから、これまで以上に短期的な視点、長期的な視点の両面において財政規律の堅持が求められます。

令和3年度当初予算は、「第2次湯沢市総合振興計画」、「第2期湯沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な推進、重点事業に位置付けられた事業、喫緊のコロナ対策事業などに経営資源（ヒト・モノ・カネ）を効率的に配分するため、各事務事業の優先順位を見極め、なお一層の行財政運営の効率化を推進することとし、「選択と集中」による既存事業の見直しを徹底的に進めることとします。

また、令和3年4月に市長選挙が予定されていることから、市政の安定的な運営に欠かせない通年にわたる経常的な事業、喫緊のコロナ対策事業、年度当初から着手しなければならない継続的な事業など、市政運営のベースとなる事務事業を対象とした骨格予算による編成とします。

3 第2次湯沢市総合振興計画における重点的な取組

「第2次湯沢市総合振興計画」を着実に進めるため、次の施策を重点的に推進します。

なお、施策の実施にあたっては、目的や目標を明確にしながら、費用対効果の最大化を目指すとともに、新型コロナウイルス感染症対策も踏まえて取組を推進します。

基本目標1 みんなの信頼で築く丈夫なまち

○共創・協働によるまちづくり、移住定住促進

第2次湯沢市総合振興計画後期基本計画の策定、市民協働の推進、移住定住の促進 ほか

○公共サービスの質的向上と最適化

湯沢市経営戦略の推進、公共施設再編計画の実行、公共施設保全計画の策定 ほか

基本目標2 健康と暮らしを共に支え合う笑顔があふれるまち

○共助社会の構築、健康で活力あるまちの実現

地域包括支援センターの充実、皆瀬更生園の整備、ライフステージに合わせた健康づくりの推進、不妊治療支援 ほか

○子育て支援の強化

子育て世代への支援の充実、子育て支援施設の整備 ほか

基本目標3 ふるさとの技が光る、存在感あふれるまち

○農業・農村の持続的な発展と森林づくりの推進

農業振興地域の整備促進、林業基盤の整備 ほか

○戦略的な観光振興と受入環境の充実

小安峡温泉地域の活性化、温泉給湯施設の整備 ほか

基本目標4 あたたかな心と豊かな文化で人が集うまち

○学校教育の充実

情報教育環境の推進、学校用情報機器の整備 ほか

○スポーツ環境の充実、文化の保護と活用

スポーツ施設の充実、文化財の保存・活用の推進 ほか

基本目標5 豊かな自然が輝く安全で暮らしやすいまち

○市街地整備の推進

湯沢駅周辺複合施設の整備推進 ほか

○社会インフラの充実

将来を見据えたインフラ整備、上下水道施設の充実 ほか

4 一般財源減少への対応と新規・拡充事業の財源確保に向けた取組

令和3年度予算に係る一般会計の収支見通しを試算したところ、約17億円の財源不足が見込まれます。仮に、その一部を財政調整基金から10億円(平成30年度10億円、令和元年度10億円、令和2年度11.5億円)、地域振興基金から2億円の取り崩しにより賄ったとしても、なお約5億円の財源不足が見込まれます。

このことから、令和3年度当初予算においては、一般財源ベースで前年度比11%の削減を目標とし、次に掲げる手法により一般財源の減少に対応するとともに、重点的な取組を推進するための財源を確保します。

- ①職員一人一人がコスト意識を持ち、業務内容や既存事業をゼロベースから見直し、限られた財源の有効かつ効率的な活用が図られるよう努めます。
- ②各事務事業は、目的と効果を明確にした上で「市の関与のあり方に関する指針(平成28年2月)」に照らし、真に必要な事務事業についてのみ予算化します。

- ③市民ニーズの把握を徹底し、費用対効果の低い事業については、見直しの対象とし、事務事業の選択と集中を図ります。
- ④重点事業に位置付けられた予算事業については、重点事業協議の結果等を踏まえ、事業立案の熟度を深め、高い実効性を確保した予算内容とします。併せて既存事業との関連性を整理し、事業のスクラップアンドビルドを進めます。
- ⑤新規・拡充事業については、国・県の動向や情報を的確に把握し、また情報交換や連携を密にし、国・県補助金等の外部資金の活用や様々な手法による歳入確保を検討します。

5 その他

上記方針のほか、以下の項目についても留意し、予算編成を行います。

- ①当初予算は骨格予算とし、新規の施策や事業の拡充等に係る経費は、原則6月補正予算対応とします。
- ②新型コロナウイルス感染症拡大に対応する事業については、必要な事業を適切なタイミングで実施できるよう、国や県の動向や地域の実情に注視し特定財源の確保に努めます。また、本市の状況を的確に把握することに努め、適切なタイミングで効果的な事業を展開することとします。
- ③既存事業の見直し(廃止・縮小)や新規事業の創設などに当たって関係団体との調整が伴うものについては、その必要性や内容などについて丁寧な説明を行い、理解と協力を得るように努めます。
- ④公の施設に係る指定管理料については、指定管理者制度運用指針(平成30年9月改正)に基づき、指定管理者との協議を経て適正な算定をします。
- ⑤「行財政改革大綱(次期、経営戦略)」に基づく取組を推進します。
- ⑥相互に関連する事業については、関係部課と十分な協議・調整を行い、経費の縮減を図りながら、より効果的、効率的な事業手法への絞り込みを行います。

以上